

本交渉議事録

- 1 日 時：令和6年2月9日（月）午後4時30分～4時50分
- 2 場 所：上本町共通会議室1
- 3 議 題：浄水場運転管理にかかる夜間異常時対応における勤務体制の見直しについて
- 4 出席者：局 側：総務部長 他3名
組合側：委員長 他7名
- 5 内容

（局）

それでは、ただ今から、「浄水場運転管理にかかる夜間異常時対応における勤務体制の見直しについて」交渉を始める。

この件に関しては、令和4年11月16日の本交渉で提案後、令和5年3月、令和5年6月に交渉期限を延長して、交渉を重ねてきたが、運営面及び勤務制度面の課題があるとして合意に至らず、令和5年6月、当面の課題解決として新たな変形労働時間制導入の意見があった。

その後、宿直制度導入の交渉を行いながら、新たな労働時間制についても検討を行った結果、夜間休日における異常時の対応を維持しつつ、技能職員全員に導入することで技能職員の多能工化の促進が図られることなどから、現行の交替勤務制度を廃止し、当該制度を暫定措置として導入してまいりたい。

なお、宿直制度導入における協議期限については、令和6年12月31日に延長することとして、令和5年12月21日小委員会交渉にて確認いただいていることを申し添える。

それでは、新たな変形労働時間制の導入について次のとおり提案する。提案文に沿って担当係長から説明させていただく。

～ 提案文読み上げ ～

（局）

提案内容については以上である。それでは、労働組合の意見を伺いたい。

（組合）

ただいま、新たな変形労働時間制の導入について提案を受けた。

一昨年（令和4年）の11月に提案を受けて以降、労働組合としても精力的に職場意見集約をおこなうながら小委員会交渉を繰り返し、課題解決に努めてきた。

その結果、小委員会での議論を経て暫定ではあるが、組合側からの意見を踏まえた新たな変形労働時間制の導入についての提案に至ったと考えている。

小委員会において、一定の制度説明や議論は尽くされているとは考えるが、永年の伝統もある浄水場ブロックの技能職員で行ってきた交替勤務制度を廃止して取り組む内容でもあるし、浄水ブロックの全技能職場に働く全職員に影響を及ぼす重要な提案であることから、本日の本交渉においても、私からも数点再確認させて頂く。

先ず、新たな変形労働時間制について配置人員は各所属2人となっているが、これにより交替勤務Aを解消し新たな変形労働時間制を導入した場合の各所属、運転担当と維持担当の人員体制についてはどのように考えているのか。

交替勤務がシフト制となり運転担当の日常業務の夜間への移行がされ、維持担当を含む浄水部門の技能職員全員でシフトを行っていく新たな制度に変更することから、制度スタート後、人員的に各職場より現状遂行している業務を履行できるのか、また、業務量増加による超過勤務増にならないのか、局の考えをきかせて頂きたい。

(局)

新たな変形労働時間制を導入した場合の人員体制及び業務量についてであるが、今回の勤務体制の移行に伴い、運転担当の一部業務について、実施する時間帯を昼から夜に移行することとし、シフトに入った運転担当及び維持担当の職員で行うこととする。

これに伴い業務量については、運転担当の職員が受け持つ業務量が軽減され、余力が生まれることとなる。そのため維持担当の業務負荷も考慮しつつ、最終的な人員配置を検討しているところである。

(組合)

今回提案されている新たな変形労働時間制であっても、宿直制度であっても、夜間に自宅を不在にすることになる。夜間の業務に従事することが可能かどうかのヒアリング等を行う予定はあるのか。また、その判断基準はあるのか。

(局)

まず、夜間の業務に従事することができないとする判断基準であるが、当該職員の健康状態や家族の介護認定などで短時間勤務や夜間勤務除外の指定を受けている職員は除外とする。それ以外の職員で夜間の業務に従事することができない特段の配慮が必要な職員については、所属統括、部門統括へ申し出ていただき、その際には公的な書類や診断書等を基本とし確認する。それによらないものについては、当該職員の上司である管理職及び所属統括により個別にヒアリングを行うこととし、最終的な判断は管理職によるものとする。なお、特段の配慮が必要な場合は、申し出ていただくよう、職場説明の場で漏れがないようしっかり説明を行う。

(組合)

次にシフト制度導入の実施時期を2024年4月1日とされているが、この間、宿直でもシフトでも制度導入実施日と異動の時期をずらして欲しいとの意見をよく聞いている。これは、新たな制度の導入となる中で、業務をよく知る係員や業務を調整する部門統括が多く異動することにより、これまでも職場に混乱をきたしているとのことである。制度開始と異動日をずらすことができないなら、制度変更時での異動での配慮等をお願いする。

(局)

制度導入の実施時期は、浄水場においても、定期人事異動がある4月の前後の月初、例えば3月開始や5月以降の開始といった運用方法も検討しましたが、現行の交替勤務制度及び新たなシフト制度の運用規定が、月の初日を起点とした制度となっていること、3月月初の開始では、職場への説明や、シフト編成などの準備期間が十分とれないことから、4月より早い時期の運用開始は難しいと考えている。

また、5月以降となれば、3月末の退職人員で4月以降の業務体制が確保できなくなることなどから、その時期の選択も難しいことから、施行日は4月月初が適切であると考えている。

異動については各職場の業務実態等を踏まえ、有効かつ充実した異動となるよう実施する。

(組合)

今回、新たな変形労働時間制の導入によるシフト制度となるが、現在の交替勤務職場の職員以外は、変形労働時間制の制度そのものや従事する業務の内容について理解が乏しいと考える。局として、職場説明を行う用意はあるのか。

(局)

4月からの制度実施に伴い、水質試験所を除く浄水部門の全職員へ向けた職場説明会の開催を予定しており、資料を用いて説明する予定である。

(組合)

最後に、4月1日より新制度による勤務となるが、交替勤務制度での最後の勤務となる3月31日の勤務者に対する、4月1日の取り扱いについて局の考えを伺いたい。

組合としては、夜勤務に引き続き、本来アケ勤務となるところ、4月1日からは新制度となり、全職員が昼勤務になってしまうことから、長時間勤務を避け、職員の負担を軽減する観点から、1日の昼勤務に従事しなくても良い方策を検討して頂きたいと考えている。

(局)

委員長のご指摘のとおり、新制度で昼勤務に従事した場合には長時間勤務となる。これまでも交替勤務の班替え時には同様のことが発生しており、運転担当の職員にはご協力をお願いしてきたところである。今回3月31日の夜アケ勤務については旧制度となる交替勤務制度で従事していただくものであり、翌4月1日の昼勤務については新制度として従事していただくこととなる。従前からご協力いただいたところであるが、制度の過渡期としてご理解いただきたい。

(組合)

只今、新たな変形労働時間制の導入について、特に気になる点に絞って質問をさせていただいたが、残る詳細な部分については、小委員会ですべて確認されてきた内容通り進めていただく事を要請しておきたい。

また、もう一方の宿直制度を導入し勤務体制を見直すことの議論延長については、期間を延ばすことに異議はないが、そもそもの局が導入しようとしている宿直制度は、組合が根本的な課題と考える長時間の拘束時間や手当額の課題等々、議論すべき事項も多いと考えている。

組合としては、今回暫定的に導入するシフト制度によってOJTを進めながら、運転業務未経験職員の業務に対する不安を払しょくして頂き、その進捗を確認しながら、並行して宿直制度の議論も取り組ませていただく事を申し上げ、両提案については了解することとしたい。ただ、引き続き、職場説明を経て浮上すると想定される新たな課題や制度上の不明確な点については、引き続き小委員会の場で討議いただく事を要請し、交渉を終えることとする。

(局)

浄水場運転管理にかかる夜間異常時対応における勤務体制の見直しにかかる令和6年度の浄水場における新たな変形労働時間制についてご了解いただき、お礼申し上げます。

今回の新たな変形労働時間制について、当局としても夜間に業務を行う際の安全を確保しながら、各職場において円滑に業務を行えるよう、今後職場への説明など準備を進めてまいりたいと考えるので、よろしく願います。

(局)

本日の交渉はこれで終了とする。